

# お知らせ

## 家屋調査にご協力ください

建物を新築・増築した場合、翌年度の4月から固定資産税が課税されます。その課税の基礎となる評価額を算出するため、「現地調査または図面等による書類調査」を行います。

### ◆家屋調査の流れ

- ①対象となる家屋の所有者に日程調整のご連絡をします。
  - ②調査当日は職員が訪問し、家屋内を直接確認するか図面等をお借りして評価を行います。なお、図面等で確認できない事項は、目視により確認することがあります。
- ※職員は「固定資産評価補助員証」を必ず携帯しています。
- 家屋を取り壊したときは届け出を**

登記をしている家屋を取り壊したときは、法務局で建物滅失登記を行ってください。

登記をしていない(未登記)家屋の場合は、資産税課へ家屋滅失届出書の提出をお願いします。届け出がない場合、誤って課税してしまう原因になりますのでご注意ください。

なお、年の途中で取り壊した場合でも、基準となる1月1日現在に家屋が存在していた場合は、その年の4月から固定資産税が全額課税されます(月割等はありません)。

### ◆資産税課(2階)

☎ 201579 FAX 201609

### ◆県税納付のご協力を

#### お願いします

千葉県税は、市会計課・本納支所でも納付することができます。納付金額の2%が県から委託金として交付され、市の歳入となりますので、ご協力をお願いします。

取り扱い県税は、普通自動車税・不動産取得税・法人県民税・個人事業税・法人事業税です。

### ◆会計課(2階)

☎ 201576 FAX 201609

### ◆Jアラート

#### 全国一斉情報伝達訓練

国および市において、地震や武力攻撃などの災害時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達訓練を行います。市内の防災行政無線から次のとおり放送

されますので、ご理解・ご協力をお願いします。

### ◆訓練実施予定日時

5月22日(水)、8月28日(水)、11月20日(水)、令和7年2月12日(水)(いずれも11時頃を予定)

### ◆訓練放送内容

〔上り4音チャイム〕  
「これは、Jアラートのテストです。」(3回繰り返し)  
「こちらは、ぼうさいもばらです。」  
〔下り4音チャイム〕

※国の判断により訓練を中止する場合があります。

### ◆防災対策課(4階)

☎ 367580 FAX 201602

### ◆交通事故などで保険証を使用する場合は届け出を

交通事故など、第三者の行為によりけがをして医療機関等を受診する場合、必ずその医療機関等へ負傷原因を伝えてください。

治療について国民健康保険証を使用することは可能ですが、その際は必ず市へご連絡ください。その後、第三者の行為による傷病届等に交通事故証明書を添付の上、提出をお願いします。

第三者行為によるけがの医療費は、本来加害者が負担するものです。一時的に医療費の一部を市が立て替えますが、市が負担すべきでない医療費について、その届け出により加害者や損害保険会社に過失割合に応じた額を請求します。

国保財政の適正な運用のため、ご理解・ご協力をお願いします。

### ◆負傷原因調査にご協力を

市では、適正な保険給付のため、診療報酬明細書等をもとに負傷原因調査を行っています。この調査は、負傷により国民健康保険証を使用して医療機関等で治療を受けた場合、その負傷の原因が第三者の行為によるものかを確認するためのものです。

負傷原因が第三者行為に該当していた場合、別途届け出が必要になりますので、ご協力をお願いします。

### ◆国民保年金課(2階)

☎ 201503 FAX 201600

### 計量器(はかり)の定期検査を実施します

計量器(はかり)を商店や病院等で取引や証明に使用している場合は、2年ごとに定期検査の受検が必要です。前回(令和4年6月)検査を受けた方には、千葉県計量検定所より案内が送られます。案内が届かない場合や該当すると思われる場合は、生活課までお問い合わせください。

※検査手数料は千葉県の収入証紙によるお支払いとなります。

### ◆検査日時

6月12日(水)～14日(金)、17日(月)・18日(火)10時30分～12時、13時～15時

### ◆会場

市役所庁舎北側入口



### ◆生活課(2階)

☎ 201505 FAX 201600